



・株主総会にご来場の株主様への **お土産は廃止** させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第 1 回

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2026年6月23日（火曜日）

午前10時開会（受付開始 午前9時）

場 所

ヤオコーサポートセンター（本社）

埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役7名選任の件

第4号議案 取締役の報酬設定の件

第5号議案 監査役の報酬設定の件

第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

株式会社ブルーゾーンホールディングス

証券コード：417A

証券コード 417A
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

株 主 各 位

埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1
株式会社ブルーゾーンホールディングス
代表取締役社長 川 野 澄 人

第 1 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第1回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第1回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.bluezonesholdings.co.jp/ir/stock/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）に「ブルーゾーンホールディングス」または証券コードに「417A」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類／P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、2026年6月22日（月曜日）午後6時までに議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月23日（火曜日）午前10時開会
（受付開始 午前9時）
2. 場 所 埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1
ヤオコーサポートセンター（本社）

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第1期（2025年10月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
（注）当社の第1期事業年度は2025年10月1日から2026年3月31日までであります。当連結会計年度は2025年4月1日から2026年3月31日までであります。
2. 第1期（2025年10月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬設定の件
- 第5号議案 監査役の報酬設定の件
- 第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・業務の適正を確保するための体制
- ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ・計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

インターネットによる議決権行使



議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

(毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)

パソコン、スマートフォン等から議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。
なお、詳細につきましては次頁をご参照ください。

行使期限 2026年6月22日（月）午後6時まで

郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2026年6月22日（月）午後6時到着分まで

当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年6月23日（火）午前10時

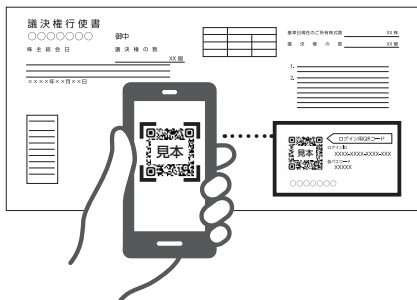
議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1. スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

< 戻る 議決権行使 〇〇〇〇

1 2 3 4
賛否方法選択 賛否入力 行使内容確認 完了

株主番号 00000000
〇〇〇〇株式会社
第〇回定時株主総会
9999年09月09日開催
行使できる議決権の数
99株
議案内容
Agenda(English)

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承認いたします。以下よりお手続きにお進みください。

会社提案議案の全てに賛成 投票する
会社提案議案に個別に賛否を投票 投票する

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

1. パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

MUFG 三菱UFJ銀行

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人) 三菱UFJ銀行 証券代行部

本サイト利用ガイド

三菱UFJ銀行
ホールドミー
(株主名簿管理のご請求)

ログイン
ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。

ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 2桁 (半角)

パスワード
または仮パスワード (半角) ログイン

お問合せ先
三菱UFJ銀行
証券代行部
(株主総会に関するお手続きサイトに係るお問い合わせ)
Tel 0120(173)027
(通話料無料)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。 [パスワード変更](#)

ログインID、仮パスワードは議決権行使書用紙に記載されております。
パスワードを失念またはロックしてしまった場合は、「パスワードリセットの届出書」を印刷し必
要事項をご記入の上、三菱UFJ銀行 証券代行部宛にご郵送ください。

3. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

㊟ ログイン・議決権の行使方法について

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」を入力・ログインし、画面の案内に従って賛否を入力していただく必要がございます。

- (注) 1. インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、プロキシサーバをご利用の場合など、株主さまのインターネットご利用環境によっては、パソコンによる議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
2. 議決権行使サイトの保守・点検のため、午前2時30分から午前4時30分までは議決権行使サイトに接続いただくことができません。予めご了承ください。
3. パスワードを失念された場合又は連続して間違えてご利用できなくなった場合は、所定のお手続きが必要となりますので、下記のヘルプデスクまでお問い合わせください。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使における携帯電話・パソコンの操作等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

パスワード初期化に関する届出書送付先

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

▶ 株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定配当の維持および適正な利益還元とともに、今後の経営基盤の一層の強化と積極的な事業展開を図るための内部留保の確保などを総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第1期期末配当につきましては、1株につき97円50銭とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき金97円50銭

総額 4,084,654,568円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 18,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 18,000,000,000円

(注) 当社は2025年10月1日に単独株式移転により設立されました。2026年3月期において、単独株式移転により当社の完全子会社となった株式会社ヤオコーが1株当たり62円50銭の中間配当を実施しております。

これにより、株式会社ヤオコーの中間配当と当社の期末配当を合計した場合、年間配当金は1株当たり160円00銭となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ・当社において基本理念に基づく経営を追求するとともに、すべてのステークホルダーと当社の経営姿勢の在り方を共有することを目的に、第2条を新設します。
- ・変更案第29条において、取締役会の議事録の作成方法について、議長ならびに出席した取締役および監査役による署名を追加します。
- ・変更案第40条において、監査役会の議事録の作成方法について、出席した監査役による署名を追加します。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略) (新設)	第1条 (現行通り) (基本理念) 第2条 <u>当社は、地域に住むすべての方が健康に毎日を楽しめる世界(ブルーゾーン)の実現をミッションとして掲げる。</u> 2 <u>当社は、健康の基盤である食と、各地の多様な食文化を尊重し、効率性に偏重しない地域密着型の個性豊かな企業集団として、人々の幸せに貢献する。</u> 3 <u>当社に関わる従業員、生産者、消費者、株主等は、共に地域社会を構成する生活者である。当社は、これら全てのステークホルダーが価値を生み出し、分かち合える「地域の共通資本」となることを目指す。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条～第27条（条文省略）</p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第28条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印もしくはは電子署名する。</p> <p>2 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>第29条～第38条（条文省略）</p> <p>（監査役会の議事録）</p> <p>第39条 監査役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印もしくはは電子署名する。</p> <p>2 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>第40条～第49条（条文省略）</p>	<p>第3条～第28条（現行通り）</p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第29条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに署名若しくはは記名押印又は電子署名する。</p> <p>2 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>第30条～第39条（現行通り）</p> <p>（監査役会の議事録）</p> <p>第40条 監査役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名若しくはは記名押印又は電子署名する。</p> <p>2 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>第41条～第50条（現行通り）</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	再任 かわ の ゆき お 川 野 幸 夫	代表取締役会長	8回／8回
2	再任 かわ の すみ と 川 野 澄 人	代表取締役社長	8回／8回
3	再任 かみ いけ まさ のぶ 上 池 昌 伸	取締役 管理本部長兼グループ運営部長	8回／8回
4	再任 いし づか たか のり 石 塚 孝 則	取締役	8回／8回
5	再任 さい とう あさ こ 斉 藤 麻 子	社外 独立 社外取締役	8回／8回
6	再任 くず はら たか し 葛 原 孝 司	社外 独立 社外取締役	8回／8回
7	再任 かま だ ゆみ こ 鎌 田 由美子	社外 独立 社外取締役	8回／8回

1

かわの ゆきお
川野 幸夫

再任

生年月日	1942年4月25日	所有する当社株式数	703,202株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1969年1月 (有)八百幸商店入社 営業部長 1974年3月 (有)八百幸商店を改組し、(株)ヤオコー設立 取締役 1974年10月 (株)ヤオコー専務取締役 1981年5月 同社代表取締役 1985年1月 同社代表取締役社長 2007年6月 同社代表取締役会長 (現任) 2025年10月 当社代表取締役会長 (現任) ■重要な兼職の状況 (株)ヤオコー代表取締役会長 (公財) 川野小児医学奨学財団理事長		
選任理由	同氏は、これまで経営に参画し、経営全般ならびに流通業界全般に関する幅広い知見を有しているとともに、代表取締役会長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者としております。		

2

かわの すみと
川野 澄人

再任

生年月日	1975年10月27日	所有する当社株式数	751,072株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2001年4月 (株)ヤオコー入社 2009年1月 同社グロッサリー部長 2009年6月 同社取締役グロッサリー部長 2009年12月 同社取締役経営改革推進本部副本部長兼グロッサリー部長 2011年3月 同社取締役経営改革推進本部副本部長兼営業統括本部副本部長 2011年6月 同社常務取締役経営改革推進本部副本部長 兼営業統括本部副本部長 2012年2月 同社代表取締役副社長 2013年4月 同社代表取締役社長 (現任) 2025年10月 当社代表取締役社長 (現任) ■重要な兼職の状況 (株)ヤオコー代表取締役社長 (株)エイヴイ取締役 (株)フーコット取締役 (公財) ヤオコー子ども支援財団理事長		
選任理由	同氏は、これまで商品部門、営業部門等での業務経験を経て、代表取締役社長として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者としております。		

3

かみいけ まさのぶ
上池 昌伸

再任

生年月日	1964年5月5日	所有する当社株式数	6,300株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>2005年 1月 (株)ヤオコー入社 2008年 4月 同社開発本部長兼開発統括部長 2008年 6月 同社取締役開発本部長兼開発統括部長 2013年 4月 同社取締役経営管理本部長兼経営企画室長兼人事総務本部長 2013年 6月 同社常務取締役経営管理本部長兼経営企画室長兼人事総務本部長 2019年 3月 同社常務取締役経営管理本部長兼人事総務本部長兼開発本部管掌 2020年 3月 同社常務取締役管理本部長兼開発本部管掌 2022年 3月 同社専務取締役管理本部長兼開発本部管掌 2024年 3月 同社専務取締役管理本部長兼開発本部管掌兼財務部長 2025年 3月 同社専務取締役管理本部長兼開発本部管掌 (現任) 2025年10月 当社取締役管理本部長 2026年 3月 当社取締役管理本部長兼グループ運営部長 (現任)</p> <p>■重要な兼職の状況 (株)ヤオコー専務取締役</p>		
選任理由	<p>同氏は、これまで開発部門、経営管理部門等での業務経験を有しており、取締役として経営の重要事項の決定および主に経営企画、財務、人事、総務、開発部門における業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者としております。</p>		

4

いしづか たかのり
石塚 孝則

再任

生年月日	1973年11月5日	所有する当社株式数	2,164株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1996年4月 (株)ヤオコー入社 2012年2月 同社営業統括室長兼商品開発担当部長 2012年10月 同社営業統括室長兼商品開発担当部長兼業務推進担当部長 2013年2月 同社営業統括室長兼業務推進担当部長 2015年4月 同社デリカ事業部長 2015年6月 同社取締役デリカ事業部長 2020年3月 同社取締役販売第一部長兼販売第二部長兼販売管掌 2021年3月 同社取締役営業統括本部副本部長 兼販売第一部長兼販売第二部長 2021年10月 同社取締役営業統括本部副本部長 兼販売第一部長兼販売第二部長兼情報システム管掌 2022年3月 同社常務取締役営業統括本部長 2025年4月 同社常務取締役営業統括本部長 兼販売第一部長兼販売第二部長兼販売管掌 (現任) 2025年10月 当社取締役 (現任) ■重要な兼職の状況 (株)ヤオコー常務取締役</p>		
選任理由	<p>同氏は、これまで営業部門、商品部門等での業務経験を有しており、取締役として経営の重要事項の決定および営業部門全般における業務執行の監督等に十分な役割を果たしているため、引き続き取締役候補者としております。</p>		

5

さいとう あさこ
齊藤 麻子

再任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日	1968年1月21日	所有する当社株式数	500株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1990年4月 メルセデス・ベンツ日本(株)入社 1997年9月 (株)ポストン コンサルティング グループ入社 2000年3月 ルイ・ヴィトン ジャパン(株)入社 2002年6月 (株)セリュックス COO (最高執行責任者) 2008年10月 (株)ドラマティック代表取締役社長 2015年6月 (株)ヤオコー取締役 (現任) 2015年8月 (株)コギト・エデュケーション・アンド・マネジメント取締役 2018年6月 ワタベウェディング(株)社外取締役 2019年3月 三菱鉛筆(株)社外取締役 (現任) 2020年5月 (株)三陽商会社外取締役 2020年11月 (株)サーキュレーション社外取締役 2020年11月 (株)BLOOM代表取締役 (現任) 2024年6月 スパークス・グループ(株)社外取締役 (監査等委員) (現任) 2025年10月 当社取締役 (現任) ■重要な兼職の状況 (株)ヤオコー取締役 三菱鉛筆(株)社外取締役 (株)BLOOM代表取締役 スパークス・グループ(株)社外取締役 (監査等委員)		
選任理由及び期待される役割の概要	同氏は、マーケティング及びブランディングにおける経営者としての実績、見識が高く評価されており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただいております。上記の理由から、今後も当社の経営に対し適切な監督、有益な助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。		

6

くずはら たかし
葛原 孝司

再任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日	1964年12月1日	所有する当社株式数	300株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1988年 4月 (株)リクルート (現 (株)リクルートホールディングス) 入社 2011年 4月 同社執行役員 2012年10月 (株)リクルートホールディングス執行役員 2012年10月 (株)リクルート住まいカンパニー代表取締役社長 2013年 4月 RGF Hongkong Ltd President 2018年 4月 RGF International recruitment business Chairman 2018年 4月 (株)リクルートジョブズ代表取締役社長 2018年 4月 (株)リクルート執行役員 2020年 4月 (株)リクルート顧問 2021年10月 ネットスマイル(株)社外取締役 2022年 1月 (株)パック・エックスホールディングス社外取締役 (現任) 2022年 6月 (株)ヤオコー取締役 (現任) 2025年10月 当社取締役 (現任)</p> <p>■重要な兼職の状況 (株)パック・エックスホールディングス社外取締役 (株)ヤオコー取締役</p>		
選任理由及び期待される役割の概要	<p>同氏は、(株)リクルートグループの企業経営者としての実績、見識が高く評価されており、当社の経営事項の決定及び業務遂行の監督等に十分な役割を果たしていただいております。上記の理由から、今後も当社の経営に対し適切な監督、有益な助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。</p>		

7

かまだ ゆみこ
鎌田 由美子

再任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日	1966年2月23日	所有する当社株式数	－株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1989年4月 東日本旅客鉄道(株)入社 2005年6月 (株)JR東日本ステーションリテイリング代表取締役社長 2010年6月 東日本旅客鉄道(株)事業創造本部地域活性化部門部長 2013年5月 同社研究開発センターフロンティアサービス研究所副所長 2015年2月 カルビー(株)上級執行役員事業開発本部長 2015年3月 (株)ポーラ・オルビスホールディングス社外取締役 2015年6月 (株)みちのく銀行社外取締役 2018年12月 (株)ONE・GLOBAL代表取締役社長(現任) 2020年6月 太陽ホールディングス(株)社外取締役 2021年6月 (株)民間資金等活用事業推進機構社外取締役(現任) 2022年6月 (株)Aoba-BBT社外取締役(現任) 2025年4月 多摩大学大学院 客員教授(現任) 2025年6月 (株)ヤオコー取締役(現任) 2025年10月 当社取締役(現任)</p> <p>■重要な兼職の状況 (株)ONE・GLOBAL代表取締役社長 (株)民間資金等活用事業推進機構社外取締役 (株)Aoba-BBT社外取締役 多摩大学大学院 客員教授 (株)ヤオコー取締役</p>		
選任理由及び期待される役割の概要	同氏は、新規事業開発や商品・サービス開発における豊富な経営経験と幅広い産業分野におけるガバナンスや成長支援の知見を有しており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。上記の理由から、今後も当社の経営に対し適切な監督、有益な助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者斉藤麻子氏、葛原孝司氏及び鎌田由美子氏は、いずれも社外取締役候補者であります。なお、当社は斉藤麻子氏、葛原孝司氏及び鎌田由美子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
3. 当社は、斉藤麻子氏、葛原孝司氏及び鎌田由美子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 斉藤麻子氏、葛原孝司氏及び鎌田由美子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって約8ヶ月になります。

【ご参考】

第3号議案が承認された場合の経営体制は次のとおりであります。

1. 主要な専門性と経験（スキルマトリックス）

氏名	経営管理					事業運営				
	企業経営・経営戦略・M & A	人事・労務・人材開発	財務・会計	サステナビリティ	ガバナンス・内部統制・法務	小売業経験	商品開発・MD	IT・物流	出店・店舗開発	イノベーション・新規事業
〈取締役〉										
川野 幸夫	○	○	○		○	○	○		○	○
川野 澄人	○	○	○		○	○	○			
上池 昌伸	○	○	○		○				○	○
石塚 孝則	○					○	○		○	○
斉藤 麻子	○			○		○				○
葛原 孝司	○	○								○
鎌田由美子	○			○		○	○		○	○

氏名	経営管理					事業運営				
	企業経営・経営戦略・M & A	人事・労務・人材開発	財務・会計	サステナビリティ	ガバナンス・内部統制・法務	小売業経験	商品開発・MD	IT・物流	出店・店舗開発	イノベーション・新規事業
〈監査役〉										
山田昌宏		○	○		○					
佐藤幸夫	○	○			○					
橋本勝弘				○	○					
五十嵐毅		○	○							

2. スキル判定方法

各人のもつスキルを、スキル項目毎に縦軸「知識・技能」と横軸「経験」を組み合わせた以下のマトリックス表に当てはめ、A～Eの領域であれば○と判定

		経験 →		
		～3年	～7年	7年以上
知識・技能 ↑	専門家レベル	C	B	A
	専門家と意見できるレベル	F	E	D
	一般レベル+アルファ	I	H	G

3. 備えるべきスキル

経営管理 (上場企業運営に必要な項目)	企業経営・経営戦略・M&A	当社グループは食品スーパーマーケットを営業している。「食」の分野は異業種の参入も激しく、競争は激化。持続的な成長を実現するには、小売・不動産開発・M&A分野でのマネジメント経験、経営実績を持つ取締役が求められる。
	人事・労務・人材開発	労働集約型産業である当社において、最も大切な資産は人である。従業員一人ひとりが能力を最大限発揮できる環境を作るために、人事・労務に加え、人材開発分野での十分な経験を持つ取締役が必要である。
	財務・会計	健全な財務体質の維持を図りつつ、企業価値の更なる向上を目指した投資を継続するには、財務・金融分野での十分な経験を持つ取締役が必要である。また、正確な会計報告による市場、社会での信頼性維持のために、会計分野での経験をもつ取締役が必要である。
	サステナビリティ	当社のミッションは「地域にお住まいの全ての方が、健康に毎日を楽しめる世界（ブルーゾーン）を実現する」である。今までの延長で次世代の財政負担が増え、食糧難・災害が増える希望の持てない世界にしないためにも、サステナビリティ分野に真摯に取り組む知識を持つ取締役が必要である。
	ガバナンス・内部統制・法務	正しいガバナンス体制の構築は、企業価値の向上に寄与する。適切なリスク管理を行いながら、攻めもできる企業へと進化するために、コーポレートガバナンス・内部統制・法務に十分な知識と経験を持つ取締役が求められる。
事業運営 (当社の事業特性、課題に応じた項目)	小売業経験 商品開発・MD	当社が運営する食品スーパーの競争力の源泉は、商品開発力とその販売力であり、製造知識も含めた小売業、商品開発・MDの豊富な経験を持つ取締役が必要である。
	IT・物流	労働集約型産業である小売業は、今後の少子高齢化に労働人口減少への対応等様々な社会課題に対応するに当たり生産性向上が不可欠である。ITの活用による自動化・省力化に加え、配送から陳列までを計算した物流の進化が求められており、IT・物流に確かな知見と経験を持つ取締役が求められる。
	出店・店舗開発	当社グループ目標として、500店舗、売上高1兆円を掲げており、日本全国での店舗網構築が求められることから、出店・店舗開発に豊富な経験をもつ取締役が必要である。
	イノベーション・新規事業	全ての業界に共通だが、特に小売業は、変化適応業であり、お客さまのニーズの変化への適応が求められる。お客さまをしっかりと見つめる能力とともに、変化への対応力が経営に求められる。長期的な視点と潜在的なお客さまニーズを汲み取れる嗅覚を持った取締役が求められる。

第4号議案 取締役の報酬設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、当社定款附則第2条により「年額300百万円以内」と定められております。この報酬等の額は、当社の設立の日である2025年10月1日から最初の定時株主総会終結の時までの期間において適用されるものであるため、同報酬等の額についてあらためてご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の報酬等の額は、当社の経営体制の状況、経済情勢等の諸般の事情を慎重に検討した結果、「年額350百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）」とさせていただきます。なお、取締役の報酬額には、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

また、当社は取締役会において取締役の報酬の決定方針を決議しており、その概要は事業報告「4. 会社役員に関する事項、(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」に記載のとおりであります。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に沿うものであり相当なものであると判断しております。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

第5号議案 監査役の報酬設定の件

当社の監査役の報酬等の額は、当社定款附則第3条により「年額50百万円以内」と定められております。この報酬等の額は、当社の設立の日である2025年10月1日から最初の定時株主総会終結の時までの期間において適用されるものであるため、同報酬等の額についてあらためてご承認をお願いするものであります。

当社の監査役の報酬等の額は、当社の経営体制の状況、経済情勢等の諸般の事情を慎重に検討した結果、「年額50百万円以内」とさせていただきたく存じます。

なお、現在の監査役は4名であります。

第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬は、固定報酬と短期の業績に連動する報酬（賞与）で構成されていますが、当社の取締役（下記のとおり、社外取締役を除きます。）を対象に、中長期の業績に連動する報酬として、新たに信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いいたします。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、第4号議案においてご承認をお願いしております取締役の報酬の限度額（年額350百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、本制度による新たな株式報酬を、本定時株主総会終結の日の翌日から2031年6月の定時株主総会終結の日までの約5年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです（ただし、下記2.（2）のとおり、対象期間を延長することがあります。）。

当社は、2026年5月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を事業報告「(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」に記載のとおりに定めています。しかるところ、本議案の内容は当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、本定時株主総会終結の時点において、本制度による報酬の支給対象となる取締役は4名です。

※ 本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社を委託者とする信託（注1）が、当社の信託する資金を原資として当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

注1：当社の子会社である株式会社ヤオコー（以下、「ヤオコー」といいます。）が同社の取締役を対象として本制度と同様の株式報酬制度を運営するために当社成立前の2016年9月に信託を設定済みであり、現在は同信託の委託者の地位を当社が承継しています。なお、同信託を、以下、「本信託」といいます。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退任時です。

① 本制度の対象者	当社の取締役（社外取締役を除きます。）
② 対象期間	本定時株主総会終結の日の翌日から2031年6月の定時株主総会終結の日まで
③ ②の対象期間約5年間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金350百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり35,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、本信託に係る信託期間を延長の上で、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金350百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出（本信託に追加信託）します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します（注2）。

注2：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、上記のとおり当社の執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入した場合には、当該制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託するほか、ヤオコーの取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金としてヤオコーが拠出する金額を追加信託することがあります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を約5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金70百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（以降も同様とします。）。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役へ交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり35,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(6) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

■ 事業報告 (2025年10月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

当社は、2025年10月1日に単独株式移転により株式会社ヤオコー（以下「ヤオコー」という。）の完全親会社として設立されました。連結の範囲に実質的な変更はありませんが、当連結会計年度は当社設立後最初のものとなるため、前連結会計年度との実績比較は行っていません。

また、当連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の連結計算書類は、単独株式移転により完全子会社となったヤオコーの連結計算書類を引き継いで作成しております。

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度のわが国経済は、インフレ基調が続き、金融政策は正常化に進む一方で、主要国による通商政策の影響や地政学的リスクの高まりなどにより、世界経済の不確実性が大きく高まってきております。

食品スーパーマーケット業界においても、消費者の節約志向は強まる一方で、人件費や建築資材などの高騰が続き、業界再編も含め、業態を越えた企業間競争が加速するなど大変厳しい経営環境となっております。

当社は「グループでより強くなる」を経営戦略に掲げ、事業子会社の各社が独自の強みの磨き込みを行いました。特にディスカウント業態の2社（株式会社エイヴィ、株式会社フーコット）の既存店の売上高が大きく伸長しました。

これらの結果、当連結会計年度における営業収益は813,155百万円、営業利益は36,392百万円、経常利益は35,727百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は23,596百万円となりました。

2026年3月31日現在の店舗数は、グループ全体で276店舗（ヤオコー202店舗、エイヴィ14店舗、せんだう25店舗、デライトホールディングス12店舗、フーコット5店舗、文化堂18店舗）となっております。

事業子会社の各社の取組み内容は以下の通りです。

株式会社ヤオコー

「ミールソリューションの充実」と「価格コンシャスの強化」を基本方針とし、第11次中期経営計画のメインテーマとして「シン・ヤオコー：昭和モデルから令和モデルへの構造転換」を掲げております。当期におきましては、創業135周年の記念企画を実施するほか、「すべてのお客様に美味しさで感動を」をテーマとして、以下の重点施策に取り組んでまいりました。

[商品・販売戦略]

商品面につきましては、ヤオコーの独自化・差別化につながる品揃えを実現するべく、ミールソリューションの充実に注力しております。また、バリューチェーン全体で競争優位を実現するため、製造小売業へ踏み込み、SPA型の商品開発の拡大を図っております。さらに、プライベートブランド商品の品質・価格面での更なる磨き込みを行っております。

販売面につきましては、二極化対応を継続し、価格コンシャスを強化してまいりました。EDLP（常時低価格施策）や「厳選100品」に加え、生鮮の頻度品などの価格政策に取り組みとともに、集客強化を図るべく、単品量販を推進する「日本一企画」、地方の特産品を品揃えする「産地フェア」や「豊洲祭り」などを実施いたしました。また、顧客別対応の更なる進化のため、販促・品揃えを中心に「南北政策」を推進しております。

[運営戦略]

生産性向上のために、自動化による業務改善やデジタルを活用したカイゼンに取り組んでおります。グロサリー商品を対象としたAIによる需要予測に基づく自動発注システムの活用は順調に推移し、生産性向上に寄与しています。また、レジ部門においてはフルセルフレジの導入を進めております。さらに、電子棚札や業務支援アプリを順次導入するなどペーパーレス化を推進し、社員の働きやすい環境を整備しております。

また、循環型社会に向けて廃棄削減、節電、リサイクル推進の取組みを強化しています。

[育成戦略]

積極的な時給改定により、パートナー社員（パートタイマー）を中心に人員の採用が進んでおります。

自ら考えチームで成果を出せる自立した人材育成を目的に、目標課題設定の在り方ほか人事考課制度を変更し、全社で定着化に向けた取組みを進めております。

また、女性やシニア活躍のための働きやすさ改善を図っていくと同時に健康経営にも取り組んでまいります。

[出店・成長戦略]

当連結会計年度は、6月に杉並桃井店（東京都杉並区）、松戸古ヶ崎店（千葉県松戸市）、9月にまるひろ上尾SC店（埼玉県上尾市）、10月に岩槻本丸店（埼玉県さいたま市）、11月に板橋四葉店（東京都板橋区）、1月に福生牛浜店（東京都福生市）、3月に東戸塚店（神奈川県横浜市）を開業いたしました。なお、杉並桃井店については東京都23区での初出店、板橋四葉店は200店舗目となります。

また、当期は合計で9店舗の改装を実施し、新浦安店におきましては、南エリアの旗艦店として新しいスーパーマーケットのフォーマットを確立すべく、3月にリニューアルオープンしました。

株式会社エイヴイ

神奈川県を中心にドミナントエリアを形成し、「圧倒的な低価格」と「徹底したローコスト運営」を基本方針とし、その具現化を図る施策や取組みを鋭意進めており、3月に茅ヶ崎店（神奈川県茅ヶ崎市）の大規模改装を実施いたしました。

株式会社せんだう

千葉縣市原市を中心にドミナントエリアを形成し、生鮮食品に圧倒的な強みを持つ食品スーパーマーケットを運営しており、12月に青柳北店（千葉縣市原市）を開業いたしました。

株式会社フーコット

「美味しいもの、圧倒的な品揃え、低価格とそれらを支えるローコストオペレーションの徹底追求」を経営方針とし、埼玉県を中心に5店舗を運営しております。

デライトホールディングス株式会社

東三河から浜松エリアを中心に12店舗を展開し、生鮮とデリカに高い支持があるローカルスーパー「クックマート」を展開するクックマート株式会社（以下「クックマート」という。）の全株式を保有する持株会社です。クックマートは、「DELIGHT！（楽しむ、楽しませる！）」の経営理念のもと、「リアル×ローカル×ヒューマン＝地域の活気が集まる場所」をコンセプトに、21年連続増収を達成するなど、独自の組織文化づくりをベースとしたリアル店舗の磨き上げを強みとしています。

株式会社文化堂

東京都に13店舗、神奈川県に5店舗を展開する食品スーパーマーケットで、1953年に東京都荏原中延に創業した菓子店から、その後スーパーマーケットへ業態変更した企業です。文化堂は「100年企業」を目指し、安定した経営を続け、経営スローガンである「笑顔と感動のあるお店」を目指して独立独歩の地域密着型経営で地域のお客さまに長く愛され成長してきました。

（注） 「ミールソリューション」とは、お客さまの毎日の食事の献立の提案や料理のアドバイスなど食事に関する問題の解決のお手伝いをする事。

「価格コンシャス」とは、お客さまが買いやすい値段、値頃（ねごろ）を常に意識して価格設定を行うこと。

② 企業集団の売上高の状況

（単位：百万円）

区 分	期 別	当連結会計年度 2025年4月1日から 2026年3月31日まで	
		売 上 高	構成比
			%
生 鮮 食 品		263,883	33.7
デ リ カ 食 品		101,666	13.0
加 工 食 品		217,638	27.8
日 配 食 品		176,154	22.5
住 居 関 連		24,091	3.0
合 計		783,434	100.0

（注） 当社は、2025年10月1日に単独株式移転により設立されたため、前連結会計年度の状況及び前期比については記載しておりません。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は38,553百万円でありました。主たる内訳は、新規出店及び既存店の改装に伴う建物及び土地の取得、店舗賃借のための差入保証金などであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、設備投資の資金に充当するため、長期借入金15,600百万円を調達しました。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2025年度 第1期 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)	813,155
営 業 利 益 (百万円)	36,392
経 常 利 益 (百万円)	35,727
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	23,596
1株当たり当期純利益 (円)	115.91
総 資 産 額 (百万円)	427,822
純 資 産 額 (百万円)	205,964
1株当たり純資産額 (円)	980.25

- (注) 1 当社は、2025年10月1日に単独株式移転により設立されたため、前連結会計年度以前の状況については記載しておりません。
- 2 営業収益の金額は売上高と営業収入の合計額であります。
- 3 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2025年度 第1期 (当事業年度)
営 業 収 益 (百万円)	26,155
営 業 利 益 (百万円)	25,934
経 常 利 益 (百万円)	25,940
当 期 純 利 益 (百万円)	25,938
1 株当たり当期純利益 (円)	127.41
総 資 産 額 (百万円)	214,101
純 資 産 額 (百万円)	198,100
1 株当たり純資産額 (円)	973.06

- (注) 1 当社は、2025年10月1日に単独株式移転により設立されたため、前事業年度以前の状況については記載しておりません。
- 2 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、食品スーパーマーケット事業において、小商圈高頻度来店を企図した「豊かで楽しく健康的な食生活提案型」のフォーマット（ライフスタイル業態）と広域のお客さまの「まとめ買い」ニーズに対応したディスカウントのフォーマット（ディスカウント業態）という二つのフォーマットを運営しております。

この二つのフォーマットを深化させることで、地域のすべてのお客さまにご満足いただき、地域のシェアアップを図るとともに、各社が独立運営により、独自の「強み」を磨いていくことを基本戦略としています。

それぞれの事業会社が切磋琢磨しながらより良くなる、より強くなること、そして、当社グループの仲間を増やして更なる成長を実現することにより、食品スーパーマーケットの仕事を通じて、「地域にお住まいのすべての方が、健康に毎日を楽しめる世界（ブルーゾーン）」の実現を目指してまいります。

第11次中期経営計画期間（2025年3月期～2027年3月期）におきましては、「グループでより強くなる」をメインテーマに掲げて、ライフスタイル業態とディスカウント業態の各社が自律的な成長を果たすことで、商圈シェアの向上を図るとともに、「グループ売上高1兆円体制」に向けた基盤づくりについても進めてまいります。

①グループとしての商圈シェアアップ

- ・ ライフスタイル業態とディスカウント業態でのシェア向上
- ・ ライフスタイル業態でのM&Aの継続検討

②グループ共通機能の強化（グループ売上高1兆円に向けた基盤づくり）

- ・ 人事、財務、内部統制、店舗開発、物流、システム、製造
- ・ 経営人材の育成、人材交流・学び合い

③成長市場への投資と協業

- ・ ベトナム市場での成長支援と協業
- ・ 国内ベンチャーとの協業と新たな価値の創出

(6) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、生鮮食品を中心に一般食品・日用雑貨等の販売を主体とするスーパーマーケット事業を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場

(2026年3月31日現在)

会社名	区分	所在地
当社	本社	埼玉県川越市
(連結対象子会社) 株式会社ヤオコー	サポートセンター (本社)	埼玉県川越市
	店舗	埼玉県、千葉県、群馬県、東京都、神奈川県、茨城県、栃木県 (合計202店舗)
	物流センター	埼玉県狭山市、埼玉県熊谷市、埼玉県草加市、千葉県船橋市、群馬県伊勢崎市、神奈川県愛甲郡愛川町
	デリカ・生鮮センター	埼玉県東松山市、埼玉県熊谷市
	研修センター	埼玉県川越市、千葉県八千代市
(連結対象子会社) 株式会社エイヴイ	本社	神奈川県横須賀市
	店舗	神奈川県、東京都 (合計14店舗)
	精肉プロセスセンター	神奈川県横須賀市
	鮮魚プロセスセンター	神奈川県横須賀市
(連結対象子会社) 株式会社せんだう	本社	千葉県市原市
	店舗	千葉県 (合計25店舗)
	プロセスセンター	千葉県市原市
(連結対象子会社) デライトホールディングス 株式会社	本社	愛知県豊橋市
(連結対象子会社) クックマート株式会社	本社	愛知県豊橋市
	店舗	愛知県、静岡県 (合計12店舗)
	プロセスセンター	愛知県豊橋市
(連結対象子会社) 株式会社フーコット	本社	埼玉県比企郡小川町
	店舗	埼玉県、東京都 (合計5店舗)
	生鮮センター	埼玉県比企郡小川町
(連結対象子会社) 株式会社文化堂	本社	東京都品川区
	店舗	東京都、神奈川県 (合計18店舗)

(注) クックマートは、デライトホールディングスの子会社であります。

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

(2026年3月31日現在)

従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
5,766	—

- (注) 1 上記の他、パートナー社員（パートタイマー）及びアルバイト社員の期中平均雇用人員は18,399名（1日8時間換算）であります。
- 2 当社は、2025年10月1日に単独株式移転により設立されたため、前連結会計年度末比増減については記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

(2026年3月31日現在)

区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男性	2	—	26.8	3.4
女性	2	—	43.9	11.2
合計又は平均	4	—	35.4	7.3

- (注) 1 当社の従業員はヤオコーからの出向者であります。なお、各子会社からの兼務出向者は含んでおりません。
- 2 当社は、2025年10月1日に単独株式移転により設立されたため、前期末比増減については記載しておりません。
- 3 平均勤続年数は、当社グループにおける勤続年数を通算しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ヤオコー	9,846	100.0%	食品を中心としたスーパーマーケット事業
株式会社エイヴイ	400	100.0%	食品を中心としたスーパーマーケット事業
株式会社せんだう	10	66.0%	食品を中心としたスーパーマーケット事業
デライトホールディングス株式会社	100	70.0%	食品スーパーマーケット事業を営む子会社の経営管理
クックマート株式会社	40	70.0%	食品を中心としたスーパーマーケット事業
株式会社フーコット	400	100.0%	食品を中心としたスーパーマーケット事業
株式会社文化堂	30	100.0%	食品を中心としたスーパーマーケット事業

- (注) 1 当社は、2025年10月1日付で、ヤオコーとデライトホールディングスの株主らが締結した株式譲渡契約を承継し、デライトホールディングスを当社の連結子会社（2025年10月31日付）としております。
- 2 当社は、2025年10月1日付で、ヤオコーと文化堂の株主らが締結した株式譲渡契約を承継し、文化堂を当社の連結子会社（2025年10月16日付）としております。
- 3 クックマートの株式は、デライトホールディングスを通じての間接所有となっております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の 合計額 (百万円)	当社の 総資産額 (百万円)
株式会社ヤオコー	埼玉県川越市新宿町一丁目10番地1	160,271	214,101

(10) 主要な借入先及び借入額

(2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三井住友銀行	20,705
株式会社武蔵野銀行	13,320
株式会社埼玉りそな銀行	11,600
農林中央金庫	11,307

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 54,634,000株
 (2) 発行済株式の総数 41,894,177株（自己株式284株を含む）
 (3) 株主数 16,725名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 川 野 商 事	7,679	18.33
株 式 会 社 川 野 パ ー ト ナ ー ズ	4,232	10.10
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託)	3,190	7.62
公 益 財 団 法 人 川 野 小 児 医 学 奨 学 財 団	1,900	4.54
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	1,292	3.09
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,292	3.09
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 E 口)	1,110	2.65
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	992	2.37
ブ ル ー ゾ ー ン ホ ー ル デ ィ ン グ ス 従 業 員 持 株 会	910	2.17
川 野 清 巳	808	1.93

- (注) 1 持株比率は自己株式（284株）を控除して計算しております。
 自己株式には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式1,176,939株は含まれておりません。
- 2 上記、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、「株式給付信託」制度に係る株式であります。
- 3 上記、株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数のうち、「役員向け株式交付信託」制度に係る株式数は、66,039株であります。
- 4 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。これに伴い、発行可能株式総数及び発行済株式の総数は以下のとおりとなりました。
 発行可能株式総数 273,170,000株
 発行済株式の総数 209,470,885株

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 数 (株)	交 付 対 象 者 数 (名)
取締役（社外取締役を除く。）	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

株式会社ヤオコー（以下「ヤオコー」という。）は、2016年2月12日開催の同社取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆さまと共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、従業員に対して当社株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託」制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、予めヤオコーが定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした同社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みで、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する制度であります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理を行います。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を貸借対照表に計上しております。

なお、当事業年度末に株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、純資産の部に自己株式として表示しており、当該自己株式の帳簿価額は7,985百万円、株式数は1,110,900株であります。

また、当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。上記の株式数については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(取締役向け株式報酬制度)

株式会社ヤオコー（以下「ヤオコー」という。）は、2016年6月21日開催の同社第59回定時株主総会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「役員向け株式交付信託」制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、取締役に対して、ヤオコー取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、信託を通じて当社株式を交付する制度であります。取締役に対し交付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理を行います。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を貸借対照表に計上しております。

なお、当事業年度末に株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、純資産の部に自己株式として表示しており、当該自己株式の帳簿価額は352百万円、株式数は66,039株であります。

また、当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。上記の株式数については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	川野幸夫	株式会社ヤオコー代表取締役会長 公益財団法人川野小児医学奨学財団理事長
代表取締役社長	川野澄人	株式会社ヤオコー代表取締役社長 株式会社エイヴイ取締役 株式会社フーコット取締役 公益財団法人ヤオコー子ども支援財団理事長
取締役	上池昌伸	管理本部長兼グループ運営部長 株式会社ヤオコー専務取締役
取締役	石塚孝則	株式会社ヤオコー常務取締役
取締役	斉藤麻子	株式会社ヤオコー取締役 三菱鉛筆株式会社社外取締役 株式会社BLOOM代表取締役 スパークス・グループ株式会社社外取締役(監査等委員)
取締役	葛原孝司	株式会社パック・エックスホールディングス社外取締役 株式会社ヤオコー取締役
取締役	鎌田由美子	株式会社ONE・LOCAL代表取締役社長 株式会社民間資金等活用事業推進機構社外取締役 株式会社Aoba-BBT社外取締役 多摩大学大学院 客員教授 株式会社ヤオコー取締役
常勤監査役	山田昌宏	株式会社ヤオコー監査役
監査役	佐藤幸夫	株式会社ヤオコー監査役
監査役	橋本勝弘	株式会社ヤオコー監査役
監査役	五十嵐毅	えちご中越農業協同組合監事(非常勤) 株式会社エヌ・シー・ティ監査役(常勤) 株式会社ヤオコー監査役

- (注) 1 斉藤麻子氏、葛原孝司氏、鎌田由美子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2 佐藤幸夫氏、橋本勝弘氏、五十嵐毅氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3 監査役五十嵐毅氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4 当社は、取締役斉藤麻子氏、葛原孝司氏、鎌田由美子氏、監査役佐藤幸夫氏、橋本勝弘氏、五十嵐毅氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新担当	旧担当	異動年月日
上池昌伸	取締役管理本部長兼グループ運営部長	取締役管理本部長	2026年3月1日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動する報酬体系を構築するため、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を作成し、2025年10月1日開催の報酬委員会の答申を踏まえ、当社及び株式会社ヤオコー（以下「ヤオコー」という。）の取締役会において決定方針を決議いたしました。

ロ 決定方針の内容の概要等

当社取締役（社外役員を除く）は、当社連結業績に影響が大きいヤオコー役員を兼務しており、ヤオコーを含めた報酬については、固定報酬と業績連動報酬により構成されております。当社取締役（社外役員を除く）については、業績連動報酬はヤオコーの報酬制度として適用している一方で、固定報酬は当社とヤオコーの報酬制度としておりません。

また、監督機能を担う社外取締役についても、ヤオコーとの役員を兼務していることから、その職務に鑑み、当社とヤオコーの報酬制度として固定報酬のみを支払うこととしております。

当社及びヤオコーの固定報酬は月例の固定金銭報酬としております。また、役位及び職務の内容に応じた業績の評価、経営成績、在任年数、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものといたします。

ヤオコーにおける業績連動報酬は、短期の業績に連動する報酬（賞与）と中長期の業績に連動する報酬（株式報酬）で構成しております。

短期の業績に連動する報酬は金銭報酬（賞与）とし、各事業年度のヤオコーにおける経常利益の目標値に対する達成度合いを一つの目安として算出された額を賞与として、毎年、一定の時期に支給いたします。目標となる経営指標は、売上高経常利益率4%以

上の達成としておりますが、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえた見直しをいたします。なお、当該指標を選択した理由は、当社の目標とする経営指標を達成することについて、ヤオコーの役員として責任を明確にすることにあります。また、当事業年度における売上高経常利益率の実績は4.7%であり、目標とする売上高経常利益率4%以上を達成しております。

中長期の業績に連動する報酬は非金銭報酬等（株式報酬）とし、株式交付規程で各取締役の職務の責任の大きさに応じて定める役位別基準に従って毎月付与されるポイント数に応じ、当社株式が交付されます。（株式の交付時期は原則として、退任時であります。）なお、中長期の業績連動報酬（株式報酬）に係る指標は、当社株式の株価となります。当該指標を選択した理由は、取締役が当社の株価上昇による利益を享受するとともに株価下落リスクを負担することにより、当社の株価について取締役として責任を明確にすることにあります。報酬の額の決定方法は、ヤオコーの2016年6月21日開催の第59回定時株主総会決議及び2021年7月12日開催の取締役会決議による拠出金額の限度内において、ヤオコーの取締役会で定める株式交付規程に基づく役位別基準に従って付与されるポイント数に応じ、株式が交付され、結果として当社の株価と連動して報酬額が決定しております。

当社取締役（社外役員を除く）のヤオコーを含めた種類別の報酬割合については、業績連動報酬3割、固定報酬7割をおおよその目安としております。

個人別の報酬額については、当社及びヤオコーの取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の職務の内容に応じた業績の評価を踏まえた短期の業績に連動する報酬（賞与）の評価配分であります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をするものとしております。

なお、当事業年度においては、2025年10月1日開催の当社及びヤオコーの取締役会において、代表取締役社長川野澄人に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が適しているからであります。上記の委任を受けた代表取締役社長は、報酬委員会の答申の内容を踏まえて個人別の報酬額を決定しております。

ハ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、当社定款附則第2条に基づき、当社の設立の日である2025年10月1日から最初の定時株主総会終結の時までの期間において年額300百万円以内と定めています。当該定款附則第2条において定めた時点の取締役の員数は7名です。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

当社監査役の金銭報酬の額は、当社定款附則第3条に基づき、当社の設立の日である2025年10月1日から最初の定時株主総会終結の時までの期間において年額50百万円以内と定めています。当該定款附則第3条において定めた時点の監査役の員数は4名です。

なお、当社は、2026年6月23日開催の第1回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）の議案（決議事項）として、「取締役の報酬設定の件」及び「監査役の報酬設定の件」を提案しており、当該議案が承認可決された場合、当社取締役の金銭報酬の額は年額350百万円以内となり、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名となる予定であります。使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。また、当社監査役の金銭報酬の額は、年額50百万円以内となり、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名となる予定であります。

また、当社は、本株主総会の議案（決議事項）として、「取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件」を提案しており、当該議案が承認可決された場合、当社取締役（社外役員を除く）の中長期の業績に連動する報酬として、株式報酬制度（株式交付信託）が導入され、当社の拠出額の上限は、本株主総会終結の翌日から2031年6月の定時株主総会終結までの約5年間で合計350百万円となります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名となる予定であります。使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	短期の業績 連動報酬 (賞与)	中長期の業績 連動報酬 (株式報酬)	
取締役	24	24	-	-	7
(うち 社外取締役)	(3)	(3)	(-)	(-)	(3)
監査役	4	4	-	-	4
(うち 社外監査役)	(2)	(2)	(-)	(-)	(3)

(注) 中長期の業績連動報酬 (株式報酬) は、非金銭報酬等であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役

イ 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役斉藤麻子氏は、株式会社B L O O Mの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社B L O O Mとの間には特別な関係はありません。

取締役鎌田由美子氏は、株式会社ONE・G L O C A Lの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社ONE・G L O C A Lとの間には特別な関係はありません。

ロ 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役斉藤麻子氏は、三菱鉛筆株式会社、スパークス・グループ株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と三菱鉛筆株式会社、スパークス・グループ株式会社との間には特別な関係はありません。

取締役葛原孝司氏は、株式会社パック・エックスホールディングスの社外取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社パック・エックスホールディングスとの間には特別な関係はありません。

取締役鎌田由美子氏は、株式会社民間資金等活用事業推進機構、株式会社Aoba-BBTの社外取締役を兼務しております。また、多摩大学大学院客員教授を兼務しております。なお、当社と株式会社民間資金等活用事業推進機構、株式会社Aoba-BBT、多摩大学大学院との間には特別な関係はありません。

ハ 社外取締役の当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況ならびに 期待される役割に関して行った職務の概要
斉藤麻子	当社設立後に開催された取締役会8回のうち全てに出席し、主にマーケティング及びブランディングの専門的見地から助言・提言を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員長を務め、取締役の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
葛原孝司	当社設立後に開催された取締役会8回のうち全てに出席し、主に企業経営の観点から助言・提言を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員を務め取締役の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
鎌田由美子	当社設立後に開催された取締役会8回のうち全てに出席し、主に豊富な経営経験と幅広い産業分野におけるガバナンスや成長支援の観点から助言・提言を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員を務め取締役の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

二 親会社または子会社から役員として受けた報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	短期の業績 連動報酬 (賞与)	中長期の業績 連動報酬 (株式報酬)	
社外取締役	19	19	－	－	3

(注) 中長期の業績連動報酬 (株式報酬) は、非金銭報酬等であります。

② 監査役

イ 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役五十嵐毅氏は、えちご中越農業協同組合 監事 (非常勤)、株式会社エヌ・シ
ィ・ティ監査役 (常勤) を兼務しております。なお、当社とえちご中越農業協同組合、
株式会社エヌ・シィ・ティの間には特別な関係はありません。

ハ 社外監査役の当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
佐藤 幸夫	当社設立後に開催された取締役会8回のうち全てに出席し、また、当社設立後に開催された監査役会7回のうち全てに出席し、主に危機管理の専門の見地から助言・提言を行っております。
橋本 勝弘	当社設立後に開催された取締役会8回のうち全てに出席し、また、当社設立後に開催された監査役会7回のうち全てに出席し、主に食品衛生の専門の見地から助言・提言を行っております。
五十嵐 毅	当社設立後に開催された取締役会8回のうち全てに出席し、また、当社設立後に開催された監査役会7回のうち全てに出席し、主に税理士の専門の見地から助言・提言を行っております。

二 親会社または子会社から役員として受けた報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	短期の業績 連動報酬 (賞与)	中長期の業績 連動報酬 (株式報酬)	
社外監査役	13	13	－	－	3

(注) 中長期の業績連動報酬 (株式報酬) は、非金銭報酬等であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 監査法人A & Aパートナーズ

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 報酬等の額

(単位：百万円)

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46

- (注) 1 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠の適切性について検討を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれら合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更を必要と認める場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項)

【内部統制システム構築の基本方針】

当社の内部統制は、設立精神を明文化したものであるものとしての経営理念にその基本を置いており、その経営理念は「地域のすべてのの方々の食生活をより豊かに、より楽しく」としております。

一企業集団として単に儲かればよいという収益を追求することだけではなく、その事業をとおして、「地域にお住まいのすべての方が、健康に毎日を楽しめる世界（ブルーゾーン）を実現する」を使命としております。地域の皆さまに自信をもってお勧めできる商品を取りそろえ、従業員自身が身近な方に働いてもらいたい、取引してもらいたいと思える会社であるには、従業員がお互いに信頼しあえる行動をとることが必要であり、その信頼の根幹は「正直であること」としてしています。嘘偽りのない正直な商売・風通しの良い健全な経営の実践を第一義に、グループ各社が互いに切磋琢磨してまいります。

以上を踏まえて、2015年5月1日施行の会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」及び金融商品取引法で規定された「財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する体制の整備」について、以下のとおり定めております。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号及び同第5号二）

- ① コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、事務局はリスクマネジメント室が務める。
- ② コンプライアンス委員会は、社長が主宰し、コンプライアンスに関する基本方針及び年度計画の策定とともに、コンプライアンスに関する諸規程・諸制度の制定・改廃・運用を行い、さらにはコンプライアンスに関するグループ内外の啓発・使用人の研修、その他コンプライアンスに関する重要事項を決定する。
また、コンプライアンス委員会は、個人情報保護の保護・利用・管理について、公正取引の推進等について、適切な対応を図る。

- ③ コンプライアンス委員会において、当社グループとして遵守すべき行動の規準・考え方を「ブルーゾーンホールディングス行動基準」として制定し、教育・研修を行い、コンプライアンスの重要性について啓発するとともに、コンプライアンス関連の必要な情報・知識を提供し、コンプライアンスを尊重する意識・理解の徹底を図る。
- ④ 環境問題(CO₂排出量削減やプラスチック削減・リサイクル、食品ロス削減等)に対応するための組織として、環境委員会を設置し、事務局は株式会社ヤオコーロジスティクス推進部が務める。
- ⑤ 財務報告の適正性を確保するための社内体制の整備・運用状況を評価・改善する組織として、社長が主宰する内部統制委員会を設置し、事務局はリスクマネジメント室が務める。また、「経理規程」その他の社内規程を整備し、会計基準その他関係諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保する。
- ⑥ 使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに所属の上長等をとおしてリスクマネジメント室にその旨報告する。
- ⑦ コンプライアンス違反または法令遵守上疑義ある行為等について、使用人がリスクマネジメント室長に直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく通報窓口をリスクマネジメント室に設ける。
- ⑧ 重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実が報告された場合には、リスクマネジメント室は報告された事実について調査を指揮・監督し、社長と協議のうえ再発防止策など必要な対策を実施する。重要な通報については、その内容を関連部署の責任者に開示し、会社として必要な対処をする。同時に、その結果について、関係取締役等に報告し、周知徹底を図る。
- ⑨ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長する行為は行わない。また、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と密に連絡して対応する。
- ⑩ コンプライアンス委員会には子会社の取締役を参加させるとともに、子会社の職務執行については、各担当取締役が総合的に助言・指導を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- ① 取締役会議事録等重要な意思決定及び報告に関する書類については、文書の作成・保存・廃棄に関するルールを定めた「文書管理規程」及び関連の管理ルール等に基づき適切に対応する。
- ② 個人情報の管理等については、法令に基づき、その保護・利用・管理を適切に行う。

(3) 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号及び同第5号ロ）

- ① 当社のリスク管理に関する事項を統括する組織として、社長が主宰するリスクマネジメント委員会を設置し、事務局はリスクマネジメント室が務める。リスクマネジメント委員会は、当社を取り巻くリスクの特定、リスクの顕在化を防ぐための手続きや体制及びリスクが顕在化した場合の対応方針や体制の整備に関する重要事項を決定する。
- ② 具体的な危機管理の対応については、危機管理計画書や地震、火災等緊急時を想定した対応マニュアル等に基づき、適切な対応を図る。
- ③ 新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④ リスクマネジメント委員会には子会社の取締役を参加させるとともに、子会社の事業運営やリスク管理体制などについては、各担当取締役が総合的に助言・指導を行う。

(4) 当社及び子会社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号及び同第5号ハ）

- ① 定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、「取締役会規程」に定められている重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 子会社である株式会社ヤオコーにおいては経営及び各業務運営管理に関する重要執行方針を協議・決定する機関として、経営推進会議を設置し、原則として毎月1回開催する。経営推進会議は社長の諮問機関として、各取締役はじめ本社各主管部門の責任者で構成され、「経営推進会議規程」に基づき、中長期の経営計画、各年度の予算・決算、資金調達、組織・制度及び店舗に関する事項等経営の重要事項について協議する。
- ③ 業務の具体的な運営については、前号で決定した中期経営計画及び各年度予算等に基づき、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、各部門においては、それぞれ自部門の目標達成に向け具体策を立案する。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号及び同イ）

- ① 子会社管理の担当責任部署を置くとともに、「子会社管理規程」を定め、同規程及び法令・会計原則・税法等に基づき子会社の状況に応じ適切な管理・支援・指導を行う。
- ② 当社社長及び子会社管理担当取締役は子会社の業務執行状況について、定期的に子会社より報告をさせる他、必要に応じ適宜説明を求めるとともに、グループ全体の経営効率向上ならびに親会社と子会社及び子会社相互間に発生する経営上の重要事項を合理的に解決する。
- ③ 監査部は、子会社の業務監査を随時実施し、業務全般にわたり適切な運営が行われているか監査し、その結果について、必要に応じ当社社長及び子会社管理担当取締役に報告する。
- ④ 監査役は、監査部と連携して、子会社の監査等当社グループ全体の監査を適切に行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

監査役は職務遂行にあたり必要な場合は、監査部の所属員を補助者として起用することができる。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び前号の使用人に対する指示の実効性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号及び同第3号）

- ① 監査役職務補助者が当該補助職務を実施するにあたっての、当該職務補助者に対する指揮命令権限は、監査役に専属するものとする。
- ② 監査役職務補助者の当該業務に係る人事考課は監査役が行い、その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得る。

(8) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号、同イ及びロ）

- ① 社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

- ② 取締役及び使用人は会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
 - ③ 監査役は、取締役会及び経営関連の諸会議に必要に応じ出席するとともに、稟議書をはじめ重要な書類等を適宜閲覧するなど会社の情報を収集し、取締役の職務執行を十分監視する。
 - ④ 子会社の取締役、監査役及び使用人は、子会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したときは、リスクマネジメント室に報告し、リスクマネジメント室長は直ちに監査役に報告する。
- (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第5号及び同第6号）**
- ① 当社グループの取締役及び使用人がリスクマネジメント室または監査役へ内部通報した場合、当該通報者に対し、相談または通報したことを理由として解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない。
 - ② 監査役会は、監査の実施にあたり、独自の意見形成を行うために、必要に応じて会社の費用で法律、会計の専門家を活用することができる。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）**
- ① 監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を確保する。
 - ② 監査役会は、社長及び他の業務執行責任者としての各取締役との意見交換やヒアリングにより、迅速な情報収集・適切な意思疎通を行い、正確かつ効率的な監査業務の遂行を図る。
 - ③ 監査部は、監査役と共同で監査を実施するなど密接な連携により、監査の適切な実施に協力する。
 - ④ 監査役は、必要な場合には、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家と意思疎通を図るなど、円滑な監査活動を確保する。

【内部統制システム構築の基本方針の改定について】

以上の内部統制システム構築の基本方針につきましては、当該事業年度に決議いたしました内容を記載しておりますが、2026年4月、更なる体制の整備や強化を図ることを目的として見直しを行っております。改定後の内容につきましては当社ホームページに掲載しております。

(https://www.bluezonesholdings.co.jp/docs/internal_control_system_policy202604.pdf)

(会社の業務の適正を確保するための体制の運用に関する事項)

運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

当期は取締役会を8回開催し、重要事項につき審議、決定しました。

コンプライアンス委員会を2回開催し、グループ役職員に対し、個人情報を含む社有情報管理、公正取引の推進等、さらなるコンプライアンス体制の強化に向けた取組みについて報告しました。

また、当社は内部通報制度の運用を実施しており、当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

(2) リスク管理に対する取組み

リスクマネジメント委員会を1回開催し、全社的なリスクを抽出した上で抽出したリスクの評価を実施しました。

(3) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

経営推進会議を9回開催し、経営課題について協議・決定がなされ、迅速な意思決定と効率的な業務執行に努めました。

(4) 監査役の監査の実効性を確保するための取組み

監査役会は7回開催しました。

常勤監査役は、取締役会の他重要な会議への出席及び各部門長等への面談を通して得られた重要な情報について、他の監査役と共有を図り、必要に応じ意見を求めました。

また、監査役会は、監査部、リスクマネジメント室及び会計監査人と随時情報・意見交換を行うなど、適正な監査の実効性の確保に努めました。なお、監査役会と社外取締役との意見交換を1回開催し、業務執行に係る課題等について認識を共有し、連携を深めるとともに、代表取締役との意見交換を実施いたしました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、安定配当の維持及び適正な利益還元を基本としております。内部留保金につきましては、店舗の新設及び改装等の設備投資や教育・システム投資などに活用し、業容の拡大と事業基盤の強化を通じて、株主の皆さまのご期待に応えてまいりたいと考えております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

(注) 本事業報告に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

▶ 連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	102,050	流動負債	123,292
現金及び預金	54,323	買掛金	54,063
売掛金	15,463	1年内返済予定の社債	154
商品及び製品	15,035	1年内返済予定の長期借入金	23,580
原材料及び貯蔵品	612	リース債務	433
その他	16,615	未払法人税等	6,458
		賞与引当金	3,642
		ポイント引当金	265
		資産除去債務	49
		その他	34,645
固定資産	325,771	固定負債	98,564
有形固定資産	265,978	社債	52
建物及び構築物	121,439	長期借入金	61,640
車両運搬具	34	リース債務	4,798
工具、器具及び備品	29,359	繰延税金負債	1,117
土地	108,195	再評価に係る繰延税金負債	35
リース資産	2,423	役員退職慰労引当金	277
建設仮勘定	4,526	執行役員退職慰労引当金	70
無形固定資産	13,660	株式給付引当金	4,604
のれん	6,132	役員株式給付引当金	269
借地権	3,462	退職給付に係る負債	4,807
その他	4,065	資産除去債務	13,011
		その他	7,877
投資その他の資産	46,132	負債合計	221,857
投資有価証券	1,168	(純資産の部)	
長期貸付金	1,187	株主資本	201,389
退職給付に係る資産	354	資本金	9,846
繰延税金資産	11,774	資本剰余金	14,259
差入保証金	26,889	利益剰余金	185,622
その他	4,758	自己株式	△8,340
資産合計	427,822	その他の包括利益累計額	△1,825
		その他有価証券評価差額金	413
		土地再評価差額金	△2,940
		退職給付に係る調整累計額	701
		新株予約権	0
		非支配株主持分	6,400
		純資産合計	205,964
		負債純資産合計	427,822

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		783,434
売上原価		589,802
売上総利益		193,632
営業収入		29,720
営業総利益		223,352
販売費及び一般管理費		186,960
営業利益		36,392
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	240	
補助金収入	77	
その他	106	424
営業外費用		
支払利息	1,058	
その他	30	1,088
経常利益		35,727
特別利益		
固定資産売却益	12	
賃貸借契約違約金収入	1	
匿名組合投資利益	169	
保険解約返戻金	579	
その他	16	780
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	209	
減損損失	2,994	
その他	0	3,205
税金等調整前当期純利益		33,301
法人税、住民税及び事業税	10,420	
法人税等調整額	△1,442	8,978
当期純利益		24,323
非支配株主に帰属する当期純利益		726
親会社株主に帰属する当期純利益		23,596

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,846	14,260	167,577	△8,342	183,341
当期変動額					
剰余金の配当			△5,550		△5,550
親会社株主に帰属する 当期純利益			23,596		23,596
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分				4	4
自己株式の消却		△0		0	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	18,045	2	18,047
当期末残高	9,846	14,259	185,622	△8,340	201,389

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	272	△2,940	429	△2,237	0	4,827	185,931
当期変動額							
剰余金の配当							△5,550
親会社株主に帰属する 当期純利益							23,596
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							4
自己株式の消却							－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	140		271	412		1,573	1,985
当期変動額合計	140	－	271	412	－	1,573	20,033
当期末残高	413	△2,940	701	△1,825	0	6,400	205,964

〔連結注記表〕

1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社 7社 株式会社ヤオコー
株式会社エイヴイ
株式会社せんだう
デライトホールディングス株式会社
クックマート株式会社
株式会社フーコット
株式会社文化堂

当連結会計年度において、デライトホールディングス株式会社、株式会社文化堂の株式を譲り受け、連結子会社としております。

クックマート株式会社は、デライトホールディングス株式会社の子会社であります。

- ② 非連結子会社 3社 株式会社ヤオコービジネスサービス
株式会社小川貿易
株式会社ヤオコーハーモニー

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類上に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用していない非連結子会社 3社 株式会社ヤオコービジネスサービス
株式会社小川貿易
株式会社ヤオコーハーモニー
- ② 持分法を適用していない関連会社 3社 SOPHIE INVESTMENT JOINT STOCK
COMPANY
Green Sky Investment and
Development Company Limited
株式会社ナショナルパック

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

Green Sky Investment and Development Company Limited は、SOPHIE INVESTMENT JOINT STOCK COMPANYの子会社であります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社文化堂の決算日は、5月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、2月28日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品（生鮮食品及び物流センター在庫）

主として、最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品（生鮮食品及び物流センター在庫を除く）

主として、売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法によっております。なお、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物（建物附属設備を除く）については、当該借地契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。また、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年～50年、車両運搬具及び工具、器具及び備品が5年～10年であります。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 なお、貸倒引当金は計上しておりません。
賞与引当金	従業員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき実際支給見込額を計上しております。
ポイント引当金	ヤオコーカード会員に対し、商品の販売以外の理由により付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
執行役員退職慰労引当金	執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
株式給付引当金	株式給付規程に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
役員株式給付引当金	株式交付規程に基づく取締役（社外取締役を除く。）に対する当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

(イ)商品の販売に係る収益認識

顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット事業における商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(ロ)自社ポイント制度に係る収益認識

ヤオコーカード会員に対し、商品の販売に応じて付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(ハ)商品券に係る収益認識

発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

(二) 自社発行電子マネーに係る収益認識

ヤオコー Pay (自社電子決済サービス) に係る電子マネーの残高を履行義務として識別し、電子マネーが使用された時点で収益を認識しております。電子マネーの未使用分については、有効期限の到来により顧客が権利を失効した時に収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ロ) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。ただし、金額的に重要性が乏しいものについては、発生時に一括償却しております。

(5) 会計上の見積り

固定資産の減損

① 当連結会計年度計上額

有形固定資産等 283,306百万円

② 会計上の見積りの内容に関する情報

店舗をはじめとする固定資産について、固定資産の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に減損処理を行っております。「4 連結損益計算書に関する注記 減損損失」に記載のとおり、回収可能価額の評価にあたっては、将来キャッシュ・フローについて一定の仮定を設定しております。各店舗の収益成長率、販売促進施策及び原価削減施策の効果等に基づき慎重に検討を行っておりますが、店舗を取り巻く競争環境、個人消費の動向、都市開発計画等の予期せぬ変化が生じた場合には、新たに減損損失が発生する場合があります。

2 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、当社グループの不動産賃借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額3,516百万円を変更前の資産除去債務に加算しております。

なお、当該見積りの変更により、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は29百万円減少しております。

3 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 136,422百万円

(2) 担保資産の内容及びその金額

建物	1,160百万円
土地	2,949百万円
合計	4,109百万円

担保に係る債務の金額

社債（1年内償還予定額を含む）	206百万円
長期借入金（1年内返済予定額を含む）	372百万円
合計	579百万円

(3) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び同条第3号に定める固定資産税評価額に奥行価格補正及び時点修正等を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

1,844百万円

4 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類及び減損金額	(百万円)
店舗等	神奈川県、群馬県、千葉県	建物及び構築物	2,612
		工具、器具及び備品	316
		土地	13
		その他	52
		合計	2,994

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。遊休資産については、物件毎に資産のグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナス、またはマイナスの見込みである店舗資産、賃貸資産及び市場価額が帳簿価額より著しく下落している遊休資産等については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失2,994百万円として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額の評価にあたっては、正味売却価額と使用価値を比較し、いずれか高い方の金額を回収可能価額としております。正味売却価額は土地については主に路線価、建物については主に固定資産税評価額を、使用価値には将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト6.2%で割り引いた額を適用しております。

5 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	41,894,288	-	111	41,894,177

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却 111株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,177,617	317	711	1,177,223

(注) 1 当連結会計年度期首の自己株式数には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する株式会社ヤオコーの株式1,177,539株が含まれております。

2 当連結会計年度末の自己株式数には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式1,176,939株が含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取 317株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行による交付 600株

自己株式の消却 111株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

当社は、2025年10月1日に単独株式移転により設立されたため、配当金の支払額は単独株式移転により当社の完全子会社となった株式会社ヤオコーの定時株主総会または取締役会において決議された金額であります。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,932	70.00	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年10月1日 取締役会	普通株式	2,618	62.50	2025年9月30日	2025年12月5日

- (注) 1 2025年6月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する株式会社ヤオコーの株式に対する配当金82百万円が含まれております。
- 2 2025年10月1日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する株式会社ヤオコーの株式に対する配当金73百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,084	97.50	2026年3月31日	2026年6月24日

- (注) 1 2026年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式に対する配当金114百万円が含まれております。
- 2 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額については、当該株式分割前の金額を記載しております。

6 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余資の運用については安全性の高い預金等に限定しております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達し、店舗等の設備投資に必要な資金は銀行借入、社債発行又はリース取引により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、回収までの期間は短期であります。差入保証金は、主に店舗不動産の賃借に伴い差し入れたものであります。

売掛金及び差入保証金の信用リスクについては、取引先の状況をモニタリングし、財務状態の悪化等による回収懸念を早期に把握する体制をとっております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状態を把握しております。

買掛金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。

また、買掛金、借入金、社債、リース債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注）をご参照ください。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び買掛金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
① 投資有価証券 その他有価証券	916	916	-
② 差入保証金	26,889	21,948	△4,941
③ 社債	(206)	(205)	(△1)
④ 長期借入金	(85,221)	(81,282)	(△3,939)

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	252

これらについては、「その他有価証券」に含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	916	—	—	916
資産計	916	—	—	916

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	21,948	—	21,948
資産計	—	21,948	—	21,948
社債	—	205	—	205
長期借入金	—	81,282	—	81,282
負債計	—	81,487	—	81,487

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

社債及び長期借入金の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、スーパーマーケット事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
商品の販売（売上高）	783,434
その他（営業収入）	21,746
合計	805,181

(注) 連結計算書類上の営業収入に含まれる顧客との契約から生じる収益以外の収益は、当連結会計年度において7,973百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

商品の販売（売上高）は、主にスーパーマーケット各店における食品や日用品等の商品売上からなります。これらの収益は、商品を顧客に引渡しした時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。代金は、商品引渡し時点を中心に、概ね1カ月以内に受領しております。

その他（営業収入）は、主に仕入先に代わり商品供給を行うことによる配送代行収入等からなります。これらの収益は、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。代金は、取引先との契約に基づき、概ね1カ月以内に回収しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

契約負債	当連結会計年度
期首残高	7,189
期末残高	8,198

連結計算書類上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は、付与したポイント及び発行した商品券、電子マネーのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当期において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、6,818百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

2026年3月31日現在、商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は643百万円であります。当該残存履行義務について、商品券が使用されるにつれて今後1年から10年の間で収益を認識することを見込んでいます。

自社発行電子マネーに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は4,228百万円であります。当該残存履行義務について、電子マネーが使用されるにつれて今後1年から5年の間で収益を認識することを見込んでいます。

なお、当初の予想期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	980円25銭
(2) 1株当たり当期純利益	115円91銭

(注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数で算定しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数で算定しております。

なお、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

2 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

9 重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、2025年11月10日開催の取締役会決議に基づき、2026年4月1日付で株式分割を行っております。

(1) 目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げること、投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整えるとともに、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の割合及び時期

2026年4月1日付をもって2026年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

(3) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	41,894,177株
今回の分割により増加する株式数	167,576,708株
株式分割後の発行済株式総数	209,470,885株
株式分割後の発行可能株式総数	273,170,000株

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響は、「8 1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

(共通支配下の取引等)

連結子会社による自己株式の取得及び当社による子会社株式の追加取得

2026年4月1日付にて連結子会社である株式会社せんだうが自己株式を取得し、同日付にて当社が、別途子会社株式を追加取得し完全子会社としました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称 株式会社せんだう

事業の内容 スーパーマーケット事業

② 企業結合日 2026年4月1日

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑤ その他の取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は合計34.0%であり、当該取引により株式会社せんだうを当社の完全子会社としました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

連結子会社による自己株式の取得の対価	現金	2,450百万円
当社による子会社株式の取得の対価	現金	1,969百万円
取得原価		4,420百万円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

連結子会社による自己株式取得及び当社による子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

1,017百万円

10 その他の注記

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

- ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容
株式移転完全子会社 株式会社ヤオコー
事業の内容 スーパーマーケット事業
- ② 企業結合日
2025年10月1日
- ③ 企業結合の法的形式
単独株式移転による持株会社設立
- ④ 結合後企業の名称
株式移転完全親会社 株式会社ブルーゾーンホールディングス
- ⑤ その他取引の概要に関する事項
独自の「強み」を持った食品スーパーマーケットの企業が連帯しつつも切磋琢磨することで元気に勝ち残り、将来にわたって、地域の皆さまの食生活の向上に貢献していくために、持株会社体制への移行を決断いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 デライトホールディングス株式会社
事業の内容 スーパーマーケット事業
- ② 企業結合を行った主な理由
当社とデライトホールディングス株式会社との間で誠実な協議を重ねた結果、お互いの良さを磨き上げ、更なる成長を目指すとともに、全国に仲間を増やし、個性あるローカルスーパーを残し発展させ、ブルーゾーンを実現するという方向性が合致したことから、連結子会社化を決定いたしました。
- ③ 企業結合日
取得日 2025年10月31日
みなし取得日 2025年12月31日

- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式の取得
- ⑤ 結合後企業の名称
変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
70%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2026年1月1日から2026年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	8,295百万円
取得原価		8,295百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれん
6,289百万円
- ② 発生原因
今後の事業展開によって期待される超過収益力により発生したものであります。
- ③ 償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,860百万円
固定資産	4,661百万円
資産合計	9,521百万円

流動負債	5,510百万円
固定負債	1,145百万円
負債合計	6,656百万円

(6) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額は算定が困難であるため、記載を省略しております。

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 株式会社文化堂
事業の内容 スーパーマーケット事業
- ② 企業結合を行った主な理由
当社と株式会社文化堂との間で誠実な協議を重ねた結果、経営資源を相互活用して切磋琢磨し、独自の「強み」をさらに磨きながら自律的な成長発展を目指すという経営の方向性が合致したことから、完全子会社化を決定いたしました。
- ③ 企業結合日
取得日 2025年10月16日
みなし取得日 2025年11月30日
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式の取得
- ⑤ 結合後企業の名称
変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年12月1日から2026年2月28日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	7,600百万円
取得原価		7,600百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれんの金額
186百万円
- ② 発生原因
今後の事業展開によって期待される超過収益力により発生したものであります。
- ③ 償却方法及び償却期間
重要性が乏しいため、発生時に一括償却しております。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,812百万円
<u>固定資産</u>	<u>8,480百万円</u>
資産合計	13,292百万円

流動負債	3,626百万円
<u>固定負債</u>	<u>2,252百万円</u>
負債合計	5,878百万円

(6) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額は算定が困難であるため、記載を省略しております。

(注) 本連結計算書類に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

▶ 計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,625	流動負債	1,024
現金及び預金	2,587	1年内返済予定の長期借入金	959
前払費用	0	未払費用	40
未収入金	17	未払法人税等	1
短期貸付金	3,020	預り金	1
		その他	20
固定資産	208,475	固定負債	14,976
無形固定資産	15	長期借入金	14,600
ソフトウェア	5	その他	376
その他	10	負債合計	16,000
投資その他の資産	208,460	(純資産の部)	
関係会社株式	196,400	株主資本	198,100
長期貸付金	12,060	資本金	9,846
資産合計	214,101	資本剰余金	170,655
		資本準備金	2,461
		その他資本剰余金	168,193
		利益剰余金	25,938
		その他利益剰余金	25,938
		繰越利益剰余金	25,938
		自己株式	△8,340
		純資産合計	198,100
		負債純資産合計	214,101

損益計算書 (2025年10月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
経営管理料	134	
業務受託収入	4	
関係会社受取配当金	26,016	26,155
一般管理費		220
営業利益		25,934
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	58	
その他	1	59
営業外費用		
支払利息	53	
その他	0	54
経常利益		25,940
税引前当期純利益		25,940
法人税、住民税及び事業税	1	1
当期純利益		25,938

株主資本等変動計算書 (2025年10月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	—	—	—	—	—	—
当期変動額						
株式移転による増加	9,846	2,461	168,193	170,655		
当期純利益					25,938	25,938
自己株式の取得						
当期変動額合計	9,846	2,461	168,193	170,655	25,938	25,938
当期末残高	9,846	2,461	168,193	170,655	25,938	25,938

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	—	—	—
当期変動額			
株式移転による増加		180,502	180,502
当期純利益		25,938	25,938
自己株式の取得	△8,340	△8,340	△8,340
当期変動額合計	△8,340	198,100	198,100
当期末残高	△8,340	198,100	198,100

【個別注記表】

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
無形固定資産 定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
なお、貸倒引当金は計上しておりません。
- (4) 収益及び費用の計上基準
持株会社である当社における顧客との契約により生じる収益は、主に当社グループ会社からの経営管理料及び関係会社受取配当金であります。経営管理料は、当社グループ会社への契約内容に応じた経営管理等を行うことを履行義務として識別しており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しております。関係会社受取配当金は、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

2 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社に対する金銭債権
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 3,036百万円 |
| 長期金銭債権 | 12,060百万円 |
- (2) 関係会社に対する金銭債務
- | | |
|--------|-------|
| 短期金銭債務 | 13百万円 |
|--------|-------|

3 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額	
関係会社との営業取引による取引高の総額	26,203百万円
関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額	55百万円

4 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	—	1,177,223	—	1,177,223

(注) 1 当社は、2025年10月1日に単独株式移転により設立されたため、当事業年度期首の株式数は記載しておりません。

2 当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式1,176,939株が含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式会社ヤオコーより信託財産の承継	1,176,939株
単元未満株式の買取	284株

5 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	23百万円
繰延税金資産小計	23百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△23百万円
評価性引当額小計	△23百万円
繰延税金資産合計	—百万円
繰延税金資産 (負債) の純額	—百万円

6 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ヤオコー	所有 直接 100%	役員の兼任 経営管理 資金貸付	資金の貸付 資金の回収 (注)1	10,000 4,540	長期貸付金	5,460
				現物配当の受取 (注)2	20,230	関係会社株式	20,230
				配当金の受取 (注)2	26,016	—	—
子会社	株式会社エイヴィ	所有 直接 100%	役員の兼任 経営管理 資金貸付	資金の貸付 (注)1	5,600	長期貸付金	5,600

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 当社グループの業容の拡大と事業基盤の強化とともに、安定配当の維持及び適正な利益還元を基本方針として利益配分を決定しております。なお、当期におきましては組織再編に伴う株式会社ヤオコーが保有する子会社株式の現物配当及び臨時配当を受け取っております。

7 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	973円06銭
(2) 1株当たり当期純利益	127円41銭

(注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数で算定しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数で算定しております。

なお、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

2 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

8 重要な後発事象に関する注記

〔連結注記表〕 9 重要な後発事象に関する注記〕をご参照ください。

9 その他の注記

(企業結合等関係)

〔連結注記表〕 10 その他の注記 (企業結合等関係)〕をご参照ください。

(注) 本計算書類に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示桁数未満を四捨五入して表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社ブルーゾーンホールディングス
取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ
東京都中央区

指定社員 公認会計士 吉村 仁士
業務執行社員
指定社員 公認会計士 森脇 毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ブルーゾーンホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブルーゾーンホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが

適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社ブルーゾーンホールディングス
取締役会御中

監査法人 A & A パートナース
東京都中央区
指定社員 公認会計士 吉村 仁士
業務執行社員
指定社員 公認会計士 森脇 毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブルーゾーンホールディングスの2025年10月1日から2026年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年10月1日から2026年3月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

なお、当社は2025年10月1日に単独株式移転により株式会社ヤオコーの完全親会社として設立されたことから、当社の第1期事業年度は上記の通りであります。連結会計年度は2025年4月1日から2026年3月31日までとなります。当社の連結計算書類は株式会社ヤオコーの連結計算書類を引き継いで作成しておりますので、当監査役会は、2025年4月1日から2025年9月30日までの株式会社ヤオコーの事業内容、連結計算書類も監査の対象といたしました。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに当該連結会計年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

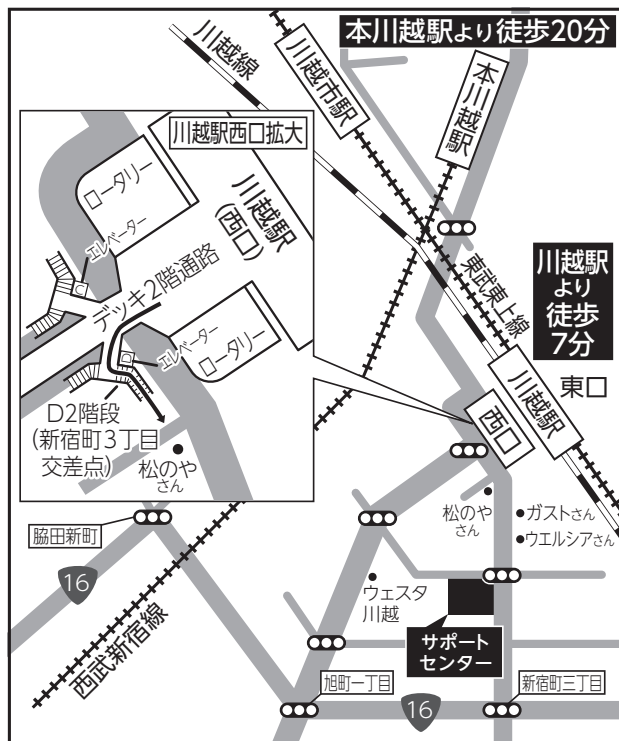
2026年5月21日

株式会社ブルーゾンホールディングス監査役会

常 勤 監 査 役	山 田 昌 宏	Ⓔ
社 外 監 査 役	佐 藤 幸 夫	Ⓔ
社 外 監 査 役	橋 本 勝 弘	Ⓔ
社 外 監 査 役	五 十 嵐 毅	Ⓔ

以 上

会場ご案内図



開催日時

2026年6月23日 (火曜日)

午前10時開会 (受付開始 午前9時)

開催場所

ヤオコーサポートセンター (本社)

埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1

電話 049-290-1000

交通のご案内

J R川越線 東武東上線 「川越駅」 徒歩約7分

西武新宿線 「本川越駅」 徒歩約20分

・株主総会にご来場の株主様への **お土産は廃止** させていただきました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

・会場にて、車いすのサポート、席やお手洗いへの誘導等お手伝いさせていただきますので、お気軽にお声がけ下さい。また、株主様ご自身で手話通訳を帯同される場合は、当日会場受付にてお申し出ください。ご入場いただけます。

株式会社ブルーゾーンホールディングス

埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1

<https://www.bluezonesholdings.co.jp>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

